

令和4年度 第1回浜松市環境影響評価審査会 会議録

- 1 開催日時 令和4年10月13日(木) 午前10時00分から午前11時45分
- 2 開催場所 浜松市役所鴨江分庁舎 二階会議室
※本会議はWeb会議方式にて開催した。Web会議出席者は「3出席状況」のとおり。

3 出席状況

審査会委員

Web	磯村 克郎	静岡文化芸術大学 デザイン研究科 教授	
Web	岡島 いづみ	静岡大学 工学部 准教授	
Web	岡田 恭明	名城大学 理工学部 教授	
-	加須屋 真	常葉大学 社会環境学部 非常勤講師	
Web	北村 亘	東京都市大学 環境学部 准教授	
Web	木寄 暁子	静岡大学 理学部 准教授	
Web	小杉山 晃一	常葉大学 社会環境学部 准教授	
Web	酒井 奨	一般財団法人エネルギー総合工学研究所 副主席研究員	
Web	坂田 昌弘	静岡県立大学 食品栄養科学部 名誉教授	
○	土屋 智	静岡大学 農学部 名誉教授	副会長
○	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	会長
Web	宮崎 一夫	遠州自然研究会 事務局長	
-	向井 貴彦	岐阜大学 地域科学部 准教授	
Web	横田 久里子	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	

事務局

環境政策課	山田環境部次長(環境政策課長)、上野課長補佐、辻主幹、内山主任、山本
-------	------------------------------------

説明者

事業者	浜松陸上風力発電株式会社(2名)
	株式会社 KANSO テクノス(2名)

- 4 傍聴者 0名(報道0名)
- 5 議事内容
(1) 報告事項
環境影響評価関連の動向
(2) 審査事項
(仮称)浜松陸上風力発電事業 環境影響評価計画段階環境配慮書について
- 6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 山本
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議記録 有(公開)

1. 開会

2. 議事 会議の公開、会議の成立について

事務局（山田次長） ≪会議の成立確認≫

≪会議の公開について確認≫

はじめに、会議及び会議録の公開についてお諮りする。本日の会議では、希少な動植物の情報など、非公開情報を審議する予定がないため、公開会議とするがよいか。

（異議なし）

了承いただいたので、本日の審議は公開とする。

≪WEB 会議における注意事項説明≫

≪資料の確認≫

それでは、次第の2、議事に入る。議事進行については浜松市環境影響評価条例第60条第1項により、「会長が会議の議長となる」とされているため、ここからの進行は平井会長にお願いします。

議事

平井会長

それでは、議事進行をさせていただきます。

本日の会議録は、事務局で作成し、浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱に基づき、公開することとする。

それでは議事に入る。

事務局から「環境影響評価関連の動向」について説明をお願いします。

事務局

≪資料1に基づき説明≫

平井会長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問あればお願いします。

各委員

（質問なし）

平井会長

次に、審査事項「(仮称) 浜松陸上風力発電事業 環境影響評価計画段階環境配慮書について」に移る。

はじめに事務局から概要の説明後、続けて事業者から図書の説明をお願いします。

事務局

≪資料2に基づき説明≫

事業者（浜松陸上風力発電、KANSO テクノス）

≪事業内容について説明≫

平井会長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。

小杉山委員

ふそう風力発電株式会社による浜松風力発電所が事業実施想定区域の近くで稼働し

ているため、その事後調査報告書を参考に、この地域のバードストライクおよびバットストライクの状況を審査会で共有したいと考える。

当時の報告書にバードストライクやバットストライクの記載があるかどうかは分からないが、そのデータがあればありがたい。

事務局

手元に資料がないため、資料を確認する。

小杉山委員

配慮書に専門家へのヒアリング結果が記載されており、その中で10数年前に10基から成る風力発電施設が建設されて以来、タカの渡りが増えたと感じるという意見があった。新たに風力発電施設の建設場所は、タカの迂回路となっている可能性もあるため、そのルートが塞がれることで迂回する場所がなくなることを懸念する。

事業者（浜松陸上風力発電）

最近の法アセスであれば、バードストライクの事後調査を1年程度やるべきであるという意見が大半であり、それが報告書として提出を求められている状況である。

岡田委員

計画中の風力発電事業について、今回の（仮称）浜松陸上風力発電事業と、北側に位置する（仮称）天竜風力発電事業の関係性について、配慮書の図では、2つの事業の実施想定区域が重なっているように見受けられるが、これはどう理解すればよいか。

事業者（浜松陸上風力発電）

風力発電施設の設置場所は重なっていないが、搬入路は重なる予定である。

岡田委員

方法書以降の手続き等に留意する事項として、累積影響や複合影響についての記載がないが、今回の事業は他の風力発電施設との累積影響は一切検討しないのか。

事業者（浜松陸上風力発電）

方法書以降では、累積影響を踏まえた調査内容を計画する想定である。

岡田委員

風力発電施設があまりにも近い場所にあるので、特に動物や鳥類は大きな影響を受けると考えられる。ぜひ検討をお願いします。

木寄委員

事業実施にあたり、森林伐採が行われると思うが、手を加える範囲は事業実施想定区域全部なのか、もしくは風力発電施設の設置想定範囲のみののか。

事業者（浜松陸上風力発電）

風力発電施設の建設に必要な部分と、搬入に必要な部分のみ手を加える予定である。

木寄委員

事業実施想定区域の中では、伐採の可能性があると考えてよいか。

事業者（浜松陸上風力発電）

搬入に必要な部分に限ってはそのとおりである。

酒井委員

騒音の予測・評価について、風向が考慮されていなかった。季節の変化によって風向が変わることもあるため、風向と騒音の関係も押さえた方がよいと考える。

また、岡田委員の話にもあったが、事業者間で連携してアセス手続きを進めてほしい。

事業者（浜松陸上風力発電）

騒音と風向については承知した。また他の事業者と連携し、累積影響を評価して、多大な影響にならないよう慎重に行いたい。

- 宮崎委員 騒音の件で配慮すべき施設等の中に、住居、学校、医療機関、福祉施設とあるが、神社が含まれていない。秋葉神社は人が住んでいるため、検討項目に加えてほしい。
- 事業者 承知した。
- 宮崎委員 交通について、JR 東日本エネルギー開発株式会社の（仮称）天竜風力発電事業の計画も併せ、今回の事業によりスーパー林道天竜線の交通量が増加することが考えられる。配慮書に記載されている主要道路の交通状況一覧に、スーパー林道について書かれていないが考えを伺う。
- 事業者 本配慮書は文献調査によって集められたデータを載せている。スーパー林道については、事前の文献調査の中ではデータが存在しなかったため掲載していない。これから事業を行うにあたっては、事業者側で交通状況調査をしていきたい。
- 宮崎委員 スーパー林道は、竜頭山や秋葉山への観光客や、その観光バスなど大変利用される道路である。この点への配慮をお願いする。
- 土屋副会長 風力発電施設の設置想定範囲は保安林を外すということであるが、保安林の正確な区域は静岡県のHP上では公開されておらず、地番で確認をする必要がある。事業区域の設定にあたり、実は風力発電施設の建設予定地が保安林であったということもありうる話のため、留意してほしい。
また、今回の風力発電機の単機出力が4,200kWであり、これまで実際に稼働している風力発電機が2,000kW程度であることを考えると、かなり大きい印象を受ける。はじめてこの大きさのものを導入するというのも含めて、事業者の考えを伺う。
- 事業者 保安林については、十分に位置関係を確認の上、風力発電施設の設置想定範囲からなるべく外す方向で考えている。
風力発電機については、昨今大型化が進んでおり、各メーカーのスタンダードな形も、この程度の大きさに統一されようとしている。逆に今までの小型の風車は採算がとれず、各国では大型化が進む傾向にあり、6,000kW級のものも出始めている。今回の事業計画地では、搬入や地盤の関係も考慮の上、4,200kWのものを採用した。
- 横田委員 配慮書では主要な交通ルートとして3案計画されているように見受けられるが、不要な改変を行わないよう検討してほしい。
- 事業者 現在は3本ルートの記載があるが、他の事業者とも検討し、恐らく同じルートを整備し、最終的な搬入路は1本になると想定している。
- 平井会長 出尽くしたようなので、事業者への質問はここで終了とする。本日は累積影響の話がかなり出たため、事業者にはこの点について留意されたい。
続いて、市長意見案に関する審議に入る。事務局から説明をお願いする。
- 事務局 <<資料3に基づき説明>>
- 平井会長 事務局から提示された市長意見案についてご意見、ご質問があればお願いします。
- 土屋副会長 「累積影響について考慮すること」という表現であるが、先ほどから累積影響の話が出ていることもあり、「累積影響の低減について考慮すること」のように、もう一步踏

み込んだ表現をしてもよいと考える。

岡田委員 周辺で3つの事業が計画されており、事業者がそれぞれ個々に地元住民に対して説明をしていると思うが、地元住民はすべての事業の風力発電施設が建設されたときにどのような影響があるかを知る方法がない。これは、浜松市が先頭に立って説明する必要があると思う。

事務局 環境影響評価制度の趣旨としては、主体はあくまで事業者であるため、基本的には自治体が3つの事業を整理して評価することは難しい。

岡田委員 累積影響を評価しない場合、住民の反対運動等により事業が進まなくなることが懸念される。浜松市が3つの事業者の橋渡しの役目を担い、地球温暖化対策に向けた風力発電施設の必要性を訴えるのは重要なことであると考えます。ぜひ、検討をお願いします。

事務局 意見として承る。環境影響評価の枠組みに限らず、市の全体施策として、カーボンニュートラル実現に向け、風力発電施設の普及をどうしたいかという話にも関わってくると思う。今後の庁内での検討事項とする。

横田委員 風力発電施設を設置することについて、地球温暖化対策の観点で二酸化炭素の削減量を定量的に示すことで、住民の納得の度合いが変わり、違った形で話が進むのではないかと。

小杉山委員 風力発電の発電量という点について、環境影響評価の枠組みの中だけではなくエネルギー政策全体の中での議論等も、別の機会で行いたい。

事務局 浜松市では今年度、地球温暖化対策事業を推進するため、カーボンニュートラル推進事業本部という専門部署を新設した。そちらで市全体の二酸化炭素の排出量や森林による吸収量の調査・分析を行っているため、風力発電事業の進め方も踏まえ、庁内で検討する。

再生可能エネルギーを推進する立場であるカーボンニュートラル推進事業本部と、環境影響評価を所管する環境政策課とで連携し、適切にバランスをとって施策を進めていく。

平井会長 意見が出尽くしたようなので、ここで審議を打ち切る。

これで議事は終了したので、皆様方に貴重なご意見を承ったことにお礼を述べ、進行を事務局にお返しする。

3. 閉会

事務局（山田次長） 本日は長時間にわたりご審議いただき感謝申し上げます。
いただいた意見については後日調整させていただければと思う。
事務局から、今後の予定について連絡させていただく。

事務局 本日の議事について、追加のご意見・ご質問等ある場合は、10月20日（木）までに事務局までお願いします。

本日の会議録については、事務局で取りまとめて送付するので、内容の確認をお願いします。

本日ご審議いただいた配慮書の市長意見は、本日の審議を踏まえて、修正、検討させ

ていただき、修正案を委員の皆様へ再度お送りする。その後、会長と相談のうえで確定とさせていただきます。

事務局（山田次長） 《閉会》